

備品賃貸借及び保守契約書

発注者である久米島町（以下「甲」という。）と、受注者である〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、備品のリース及びその保守に関し、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、別表に掲げる備品（以下「リース物件」という。）を乙より賃借し、乙はこれを甲に引き渡し、リース期間中における保守を行うものとする。

（リース期間）

第2条 リース期間は、リース開始日から5年間とする。

（リース料及び支払方法）

第3条 リース料の総額は、金〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）とする。

2. リース料の支払方法は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 月額払いとし、甲は乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- (2) リース期間が1月に満たない期間がある場合のリース料の算定については、日割計算とする。

（保守・点検業務）

第4条 乙は、リース物件が常に正常な機能を発揮できるよう、善良な管理者の注意をもって保守及び点検を行う義務を負う。

2. リース物件に故障、損壊その他の異常が生じた場合、甲は速やかに乙に通知するものとする。
3. 乙は、前項の通知を受けたとき、または自己の点検により異常を発見したときは、速やかに無償（甲の責めに帰すべき事由による場合を除く）で修理、調整または部品の交換を行わなければならない。

（危険負担）

第5条 リース期間中におけるリース物件の滅失、毀損その他の一切の危険は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

（契約の解除）

第6条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、書面をもって催告の上、この契約の全部または一部を解除することができる。

2. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 役員等（乙が個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等があらかじめ暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 役員等が暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第 7 条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。契約が終了した後も同様とする。

2. 乙は、この契約の履行にあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び甲の個人情報保護に関する条例等の規定を遵守し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（紛争の解決及び管轄裁判所）

第 8 条 この契約に関して紛争が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

2. 前項の協議がととのわず、訴訟の提起による場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（特約条項）

第 9 条 本契約は、久米島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年久米島町条例第 21 号）第 2 条に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算の減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

（その他）

第 10 条 この契約に定めのない事項またはこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲） 住 所：
氏 名： 印

受注者（乙） 住 所：
氏 名： 印